

近代公教育における 教育と宗教

吉岡 良昌

I 教育と宗教の関係

教育とは広義には、人間形成に作用するすべての精神的影響をいう。人間は動物とは異なって豊かな知的可能性を内蔵して生まれる。この潜在的可能性に働きかけ、より高い価値的人間への形成を行なうのが教育である、といえよう。⁽¹⁾

ところで宗教は、人間生活の究極的な意味を明らかにし、人間の問題の究極的な解決にかかわりをもつ。⁽²⁾

したがって教育がより高い価値的人間の形成を行う目的を持つとすれば、人間の究極的な問題の解決を求める宗教と教育とは深いかかわりをもつといえる。

19世紀科学は、価値の世界を、従って宗教的価値をも学問の外へ投げ出しその妥当性を否定したことが、人間観を損い、価値の崩解をもたらしたと反省する人々の声が今日、多く聞かれる。⁽³⁾ 価値教育の要請は、今日の時代的要請とどういうところか。

あるべき人間像は、古来、宗教によって深く規定されてきた。ヨーロッパにおいて真・善・美の価値体系の頂点に、聖を位置づけたドイツ観念論の思考形式は、いみじくも、宗教が生活文化の頂点ないし統合の役を果たし、絶対的価値として認められていた古代・中世時代の精神の流れをくむものといえる。⁽⁴⁾

本来、教育と宗教が密接不可分であることは、近代学校教育の母体ともい

うべき組織的教育の発祥は、その淵源を宗教団体の教化教育にさかのぼることから考えても自明のことである。⁽⁵⁾

今日、流行しつつある人間学そのものの追求においても、人間が有限にして相対的な制約の中に存在しつつも、永遠の安息や無限の希望を求めてやまない精神をその内に秘めている以上、人間の価値や究極的意味をも探求せざるを得ない。このように考える時、現代人の教育においても宗教の機能は切り離すことができないと思う。両者は、運命的連関の中にあるといってもよい。

かかる如く、教育と宗教とは深い関係を有することがわかる。しかるに、公教育についてはどうであろうか。公教育においても宗教教育は可能であろうか。教育と宗教が本質的に深い関係を有し、切り離せない運命的連関の中にあるとすれば、今日の公教育において、教育と宗教との関係をどのように考えたらよいのであろうか。この場合、公教育というものは、国家が主導権を握っている教育体制のことであり、この点が、近代以前の教育制度と根本的に相異している点である。それ故に、公教育における教育と宗教の関係は、複雑・困難な問題を内在させているといってもよい。この複雑・困難な問題の解明のために以下、歴史的考察を試み、その解明の糸口としたい。

II 政教分離の歴史的考察

A 教会と国家の分離

中世においては、教皇も皇帝もその権限を委託したキリストの代理者であり、それぞれの仕方で両者はキリストに奉仕し、いわゆるキリスト教世界 (corpus cristianum) を形成していた。近代における世俗化の宗教と国家の分離は、史上稀に見る巨大な変動であり、簡単に言い尽くすことはできないが、この統一を破った第一歩は宗教改革運動と国民国家 (national state) の台頭であったと一応図式的に言うことができるであろう。

宗教改革によって、国民国家において教会と国家が表裏一体をなす制度、すなわち、国家教会制度が成立したイングランドにおいてはアングリカン

教会の成立がそれでありドイツにおいては、領邦君主が教会の首長でもあった領邦教会 (landes kirchentum) が成立した。この国家教会制度に反対して、再洗礼派は、信仰者の自発的な集団であろうとした。

第二に、教会と国家の分離の動きは、広義の敬虔主義から始まるといっよい。広義の敬虔主義は、17世紀・18世紀の国際的な運動であった。ドイツ・ルター派内の敬虔主義の運動は、シュベナー、フランケらによって、イギリスはピューリタニズム、オランダは厳格主義 (prazisismus)、フランスはジャンセニズムなどによって敬虔主義運動が操り広げられたが、特に、イギリスのピューリタニズムは教会と国家の分離を実現するのに力があつた。

この敬虔主義は、正統主義が教義、信条、並びに教職制度を重んずるのに対して、体験や生活を重んじ教職に対して信徒の意義を強調した。彼らは、自発的な信仰者の集まりを重視し、「教会の中の小教会」 (ecclesiola in ecclesia) を主張し、教会制度を内側からゆさぶつた。この傾向はイギリスにおいて顕著に現われ、ピューリタンたちは国家教会 (state church) に対して自由教会 (free church) を形成した。この自由教会の理念は、だれが真理の所有者であるかを国家が決定しないという前提を有し、それを決定するのは、各人の内面の法廷においてであるとする。ここから一つの国の中に複数の教派が存在することが許されてきたといえる。国家教会制度下においては寛容の対象として他の教派の存在が許されたが、自由教会の理念においては対等の権利をもって複数の教派が一つの国の中に並存することになった。

第三に、啓蒙主義をあげることができよう。啓蒙主義は、啓虔主義によって橋渡しされることにより、一層教会と国家の分離を徹底化し、世俗化を軌道に乗せたといえよう。啓蒙主義は、あらゆる領域において世俗化を押し進めた。もはや、国家は、神の恵みによるものではなく、自然的理性に基づく契約によるものであり、地上的此岸的な目的を目指すものとなった。⁽⁶⁾

以上の如く、教会と国家の分離によって真理の所有者がだれであるかを国家が決めないこととなり、その代わりに個人の内面の法廷において決定されることとなった。自己がどの教派に属するかは、全く個人の判断にゆだねら

れ、どこにも属さない自由、すなわち信じない自由も保障されることとなる。ここから信教の自由・思想の自由が生みだされてきたといえる。

これまで、主として神学的な立場に立って政教分離の歴史的プロセスを、スケッチ風に概観してきたが、この複雑な歴史的変動は、この見方に尽きるものではなく、経済的、社会的分析も不可欠であろう。そこで次に、国家の世俗化をめぐる、若干の社会科学的考察をも加えておきたいと思う。

B 近代公権力の形成

近代の学校教育における教育と宗教との関係について論じる際に、近代の学校教育が近代国家の権力のもとに置かれているという構造的認識が不可欠である。近代の学校教育論は、近代の国家像を離れて語ることはできない。従って、近代の国家の性格についての基本的な考察を簡単しておく必要がある。

前述の如く、中世封建国家においては、神があらゆる法の始源者であり唯一の立法者であった。それ故に、法は常に神的道徳的であり超自然的啓示の一表現形態として、国家以前に存在せるものであり、国家はこの法の実現のための道具であった。

ところが、ヨーロッパにおいて、12世紀頃から商業が復活し、貨幣経済が進展し、生産力が拡大するに従って、荘園における自給自足的現物経済が崩解し、新興都市ブルジョアジーは、富を手中に収め、特権を独占するようになってきた。この新しい階級の利潤追求に迎合したのが絶対主義王制であった。⁽⁷⁾

この領主制権力の枠を破って突出してくる直接生産者の処理が王権の課題であったが、マキャヴェリやホッブス、ロックの君主、国家に関する理論は、この新しい公権力の理念を理論づけ、国王による中央集権国家形成を理念面から支援する意義を果たしたといえよう。

ここでホッブスのリヴァイアサン国家論を概観して近代国家の基本的性格を確認しておくことにしよう。

ホッブスは、人間の自然的本能としての「自己保存」より出発して国家の理論づけを試みようとしている。自然状態における人間の自然的能力の平等という事実より出発し、「平等から不信が生じ」そして「不信から戦いが生ずる」という⁽⁸⁾。「各人对各人の戦争が存在する」このような状態においては、人は現実に生きぬく保障がないので、共同の信約 (covenant) によって各人の自然権を放棄し、彼らの上にただ独り自然権を保持する共通の権力を設け、平和を確保することになる。「平和と自己防衛のためにそれが必要だと彼が思う限り、進んですべての物事に対する彼の権利を捨てるべきであり、そして他人が彼に対して持つことを、彼が許すような自由を他人に対して自分が持つことで満足すべきである⁽⁹⁾」。これが、「第二の自然法」である。この法は、「何事でも人々からして欲しいと望むことは、人々にもその通りにせよ⁽¹⁰⁾」の福音書の法であるという。コモンウェルスの成員が守るように拘束される法が市民法 (civil law) ということになる。

このようなホッブスの考え方が今日の世俗国家の基本的な考え方となることによって、今や人は、国家のために存在するのではなく、自分の平和や自己保存のために、自然権の一部を放棄して、国家に委託し、その代わりに国家が、人の自然権を守るべきものとなった。理論的には、国家は各人の自然権を守るための手段と考えられている。このようなホッブスの考え方は、これまでの中世的な法と国家に関する考え方のコペルニクスの転回であるということができよう。

ロックもホッブスと同様に、『統治論』において、「政治的権力を正しく理解し、それがよってきたるところをたずねるためには、すべての人が自然の姿で、どのような状況にあるかを考察しなければならない」と述べ始めて、自然法から出発していることがわかる⁽¹¹⁾。

しかし、現実には、このリヴァイアサン国家は、善悪、正不正の判断、物理的強制権力を独占する絶対主義王制と重なるのであってその権力は、絶対的無制約的なものになる危険がある。そのような中央集権的な権力集中の危険に対して、基本的人権（ここでは自由と同義）の要求は、どのようになさ

れていったのであろうか。

C 宗教的自由の要求

自由の要求の萌芽は、すでに自然権思想の中にあるといえよう。そして、歴史的には商品交換関係の進展や所有権の自由など経済的要素と深くからまりつつ自由の要求も進展してきたといえるが、ここでは宗教的自由に限定して取り上げることにする。

歴史的には、宗教的自由は近代のすべての精神的自由の先駆的役割を担ったといわれている。⁽¹²⁾ 先に、その経緯を宗教改革→敬虔主義→啓蒙主義の図式で略述したが、ここではその具体例としてイギリスの市民革命の時に活躍したジョン・ロックの宗教の自由論について考察することとしよう。

国家（コモンウェルス）とは、人々がただ自分の社会的利益を確保し、護持し、促進するためだけに造った社会である。社会的利益とは、生命、自由、健康、身体の安全、さらに貨幣や土地や住宅や家具などのような外的事物の所有のことである。こういう現世的な事物の正当な所有を、平等な法の公平な施行によって国民全般に確保することこそ為政者の義務である。ところで、為政者の権限はこうした社会的な事柄の配慮だけに限定され制約されていて、決して魂の救済にまで手を伸ばすべきではない。その理由として、

- (1) 魂への配慮は、いかなる他人にもゆだねられないし、為政者にも同様にゆだねられない。なぜなら真の宗教は、その人が心の内に完全に納得するという点にあって、外面的強制的なものではあり得ないからである。
- (2) 真の救済的宗教は、心の内的な確信のうちにあり、外的な力によって強制させられない。
- (3) 法の厳しさや刑罰の力が人々の心を変え確信を抱かせたとしても、それは、魂の救済には全く役立たない。⁽¹³⁾

以上ロックは、真の宗教は、各個人の魂の問題であって他人が代わることができず、また内的な確信の問題であるから外的に強制すべきものではなく、たとえ強制して信じたとしても魂の救済にはならない、という三点に基づい

て、国家権力からの信教の自由を説いている。こうして、当時の精神生活の中枢部分であった宗教の自由要求から、国家権力がかかわることのできない内面的自由の確立という、基本的人権論が進展してゆくこととなる。

D 近代公教育の成立

以上の歴史的考察とあいまって特に重要な変化は、教育機関も教会から国家の手に移されていくことである。それまで教会が握っていた教育は国家が担当することとなり、教会奉仕から国家奉仕へと移行するのである。こうして公立の学校においては、原則として宗教教育は行なわれなくなり教育そのものから宗教的要素が排除されていくのである。かくして近代の学校教育においては、キリスト者の養成ではなく、人間そのものの形成が最高課題となる。

近代資本主義の発達、産業革命などによって都市に労働者階級が新しく台頭するに従って、彼らは教育によって地位の上昇を得、また平等もかちとることができるとわかって無償、義務教育の要求を政府に求めるようになる。彼らは、自分たちの政治的権利を獲得するためには、読み書き能力が必須であることを悟るようになる。このように教育の向上への意識が高まるにつれて、彼らは社会に握られていた学校をとり戻すことを最大の非願とするようになる。フランスにおいては、1871年第三共和制が発足すると同時に、反教権の旗印のもとに無償、義務、非宗教の公教育を実現させた。こうして近代学校教育制度が確立してゆくことになるが、この学校制度は、「業績」と「平等」の手段となり立身出世の手段となる。フランスにおいては、この公教育を理論的に支持した一人としてデュルケムをあげることができよう。彼は、教育の目的を社会的なあり方にあると考え、子供を、非社会的・自己本位のあり方から、「社会的なあり方」へと順応させるべきことを説いている。教育が基本的に一つの社会的機能であるから、教育は国家の活動に服従せざるを得ないといい、国家が支配する公教育の理論的支持者となった。⁽¹⁴⁾

また、ヨーロッパ先進国においては、19世紀後半以後、古典的市民社会は

構造転換し独占資本主義の段階に入りつつあり、国家も必要悪国家から福祉国家・大衆国家に転化し教育の面でも集積化、画一化が進行しつつあったという歴史的変化も見のがすことができない。この必要悪国家から大衆国家への構造変化に伴って、公教育における国家の介入は強化され、公教育の義務制が強調され、徳育にまで手をのばそうとするいわゆる擬似宗教国家が誕生しつつある⁽¹⁵⁾。現代における公教育の問題を論ずる時には、このような国家像の変遷についても着目しなければならないであろう。しかし、ロックらの説く自然法に基づく人権思想、教育思想は、近代以降の人間と国家との関係を規定する基本原則として今なお有効であるし、又、そうあらねばならない。

フランスは、フランス革命を通して非宗教の立場をとったが公教育における教育と宗教との関係は、各国の事情によって相異があることもまた事実である。近代以降一般に政教分離の傾向が顕著であるとはいえ、各国の歴史的事情によって多様である。概して西ドイツ、イギリスは公教育において宗教教育（キリスト教による）を認める傾向にあり、フランス、アメリカ、そして日本などは、政教分離の原則に立つ教育方針をとっていると分類してよいであろう。

Ⅲ 日本における具体的事例

A 今日の風潮

1983年11月に自民党は、靖国神社「公式」参拝合憲見解すなわち靖国神社問題小委員会見解を提出した。この見解は、憲法に定められている政教分離の原則を空文化させる危険をもつと思われる。この見解の論理は次の如くである。すなわち、津市体育館起工式にあたっての地鎮祭神式行事を合憲とした最高裁判決を先例とし、かつ教育基本法9条の解釈をもって憲法20条の解釈を拡大解釈しようというものである。国の基本法である憲法の原則によって教育基本法を解釈するというのが解釈上の根本原則であるのでその逆の立証方法自体がすでに誤まっているのであるが、あえてこのような方法をとった背景として教育基本法9条自体に、あいまいな要素が含まれていることが

考えられる。すなわちこの条文に、国が宗教的活動や宗教的教育を施してもよいと読みとれるような、教育と宗教についての関係が示唆されているということである。周知の如く、教育基本法9条は、「宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならない」と述べて宗教そのものの尊重を謳っている。しかし、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と規定して、公けの宗派教育を禁止している。自民党の靖国神社問題小委員会見解は、禁止されている宗教教育や宗教的活動は、「特定の宗教のため」のものであるから、公的機関が、靖国神社に対して、慰霊、表敬、慶祝等を行なうことは、憲法が禁止する宗教的活動に当らないとし⁽¹⁶⁾ている。

このような見解を公けにすることによって現在、中曾根内閣は、政教分離の原則を骨抜きにして国家神道の復活の路線を敷くことを企図していると危惧される。

現代日本の教育と宗教との基本的な在り方は、この基本法9条と憲法20条の信教の自由の項によって規定されていると思われる。その基本法9条が、解釈いかんによっては政教分離の原則を内側からつきくずす論理をもっているならばこの教育基本法の性格について考える場合、重大な問題を含んでいるといえよう。そこでこの教育基本法の性格を把握するためにその制定過程について若干の考察を試み、あわせて第1条、第9条の問題点を指摘したいと思う。

B 教育基本法の制定過程

一般に教育基本法は、GHQによる押しつけの所産であると考えられているけれども、事實は、教育刷新委員会の手によるものである。この点についての南原 繁氏の次の述懐は信頼に足るものであるといえよう。彼は、日本教育家委員会の委員長であり、その拡大委員会であった教育刷新委員会の発足には、副委員長（1946年8月10日就任）、委員長（1947年11月14日—1952年6月25日）を務め、終始指導的地位にあった。

「(改草案の骨子) それは当時秘密の建議書としてアメリカ教育使節団とわが政府に提出された。時に幣原内閣の時代、文相は安部能成氏であつた。わが国戦後の学校教育体系と教育基本法の内実と精神は、ある意味においてこの時その方向が定まったといふことができる。なぜならば、アメリカ教育使節団が独自の立場と観察から約一ヶ月の帯在の間に調査作成した、司令部への『報告書』の内容は、たまたま、わが日本教育家委員会の意見と、大綱において一致していたからである」⁽¹⁷⁾

「その際、アメリカ教育使節団の報告書が重要な指標であつたことは事実であるが、私の知る限り、その間一回も総司令部から指令や強制を受けたことはなかつた」⁽¹⁸⁾ と言ひ、教育刷新委員会になつてからも主体的に、日本人自らの手によって教育改革を推し進めたと述べている。戦後の教育改革は、GHQ教育課と文部省と教育刷新委員会の三者の協力関係によって推進されたと考えられているが、そのイニシアティブは教育刷新委員会が取つたといふことは事実のようである。⁽¹⁹⁾

そしてGHQ教育課と教育刷新委員会は、基本的に姿勢が一致している点が多かつたために、友好的な関係の中で論議をかわしたようである。しかし文部省側とGHQ教育課との間には少なからぬ不信、いらだち、反対があつたといわれている。それは特に、田中耕太郎文部大臣による教育勅語の強い支持によるものであつた。⁽²⁰⁾

この教育刷新委員会は1946年8月10日に発足し、1951年11月8日に解散するまで6年間にわたり142回の総会を開き、21の小委員会を設置した。同委員会が教育改革のために画期的な提案を行ない、1947年4月までに、文部省の手を経て国会に提案され勸告されたもののほとんどすべてが法律になつた。その主な内容は、教育基本法、六・三・三・四制の設置、男女共学無償義務教育等を謳つた学校教育法、教育委員会の設置等であつた。

南原 繁らを中心とする教育刷新委員会と文部省との間に、少なからぬ意見の相異があつたようである。基本法第1条は教育の目的について「人格の完成をめざし」と謳っているが、昭和21年12月27日に建議された教育刷新委

員会建議は、「人間性の開発をめざし」という案文であった。この言葉の意味について刷新委員会の一人であった務台 理作氏は、次のような意味の発言をしている。すなわち、「ほんとうに公に仕える人間を作るには個人というものを一度確立できるような段階を経なければならない。西洋のように個人意識というものを確立するという順序を経て公に行かないと、またすぐ反動化する。やはり、個人ということが大事で、個人の尊厳とか、価値、個人を犠牲にしないことが大切である」⁽²¹⁾

しかし当時の文部大臣田中耕太郎氏は、この案文を批判し、「人格の完成」という言葉を採用した。その理由について田中氏は次のように言う。

「起草者が『人間性の開発』を『人格の完成』と改めたことには、人間性の意味は、明瞭を欠き、人間の本能的方面を意味するかの誤解を生じる。開発という語は、現実の人間の中に潜在する能力や資質を発展せしめる意味に理解せられ、人間を理想に向かって引き上げてゆこうとする気持に反対なものが感じられる。」⁽²²⁾

それでは田中氏は「人格の完成」においていかなる意味を込めていたのであろうか。彼の見解は以下の如くである。

「真善美聖を我々は精神生活の中に持っている。聖は真善美の諸価値の統合であり根源である。それは、絶対者、神であり、人間の最高の理想である。個性は自然的価値盲目的であるが、人格は、人生の目的を前提し価値概念を持つ。それは一言で尽せば神がかくあるべしと創造したころの人間である。」⁽²³⁾

以上の如く人格という概念は、課題的、規範的、価値的概念をもち、「聖」を究極的目的とする宗教的人間像を前提としているのである。この田中氏の基本法に対する考え方は彼のカトリック的自然法観に由来するというべきであろうが、それだけでは片付けられない重大な問題を含むと思われる。それはすなわち務台理作氏があえて「人間性の開発」という言葉を主張した考えと相通ずるものであり、教育勅語が謳っていた宗教的人間像へとずれ込む危険性が絶えずあるということである。

教育勅語は、明治以降国家神道の「バイブル」という性格をもって、敗戦

前まで教育の一大原理とされていた。そして明治の大日本帝国憲法においては、一応の信教の自由が許されていたものの、それは制限付きの「自由」であった。大日本帝国憲法28条は、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ許ス」と述べて、事実上は、国家神道を国教とした上での、制限付きの「信教の自由」であって、厳格な意味での政教分離政策ではなかった。むしろ祭政一致の国教政策であり、その中で、教育勅語は、国家による宗教教育の「バイブル」の位置の占めていたのである。

昭和21年11月29日に教育刷新委員会が作成した「教育基本法案要綱案」の7条の宗教教育の項は、「宗教的情操のかん養は、教育上これを重視しなければならない」となっており、現行の9条の「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」の前身とみることができる。そして、この「宗教的情操のかん養」という言葉自体は、望ましい概念であると考えられるけれども、この同じ言葉が、昭和10年に出された、「宗教的情操のかん養に関する文部次官通課」にも記されており、そこでは、教育勅語に基づく国家神道による宗教的情操教育を意味していたのである。⁽²⁴⁾このように我が国において宗教的情操教育という言葉が使われる場合、戦前の国家神道による宗教教育というイメージを払拭できない特殊な歴史的事情がある。

このように、教育基本法の制定過程を考察することによって、第1条、第9条が謳っている宗教的人間像、宗教教育の尊重の精神は戦前の国家神道的、教育勅語に基づく人間像へとずれ込む可能性を秘めているということができよう。戦前の論理と一つにつながる危険性がある。この意味で、1条、9条は「⁽²⁵⁾両刃の剣」である。

C 課題としての教育と宗教

1 国家の世俗化の課題

ヨーロッパにおける諸国家が長い年月をかけて経験してきた、いわゆる世

俗国家としての成立の過程が、日本においては、短絡的である。ヨーロッパにおいては、中世という、強力なキリスト教の支配下に置かれていた諸国家が、その中世キリスト教世界から脱皮する苦闘を続け「革命」をもって、ようやく近代的な世俗国家を勝ち取ったのである。しかるに日本における近代国家の誕生に際しては、ヨーロッパやアメリカにおける如く、宗教からの世俗化ということをめぐる自覚的、思想的な闘いの経緯がほとんど見られない。

近代国家としてスタートした明治国家においては近代的な法治国家としての装いと外観を保ってはいたが、その内実は国家神道体制のもとで国家が宗教的性格をもっていたのであり、従って、近代国家としては類例のない苛酷な宗教弾圧がくりかえされたのである。

戦後、日本はポツダム宣言を受諾し、連合軍総司令部の支配下において、現行の日本国憲法を採託し、政教分離の原則に立って日本国の国家権力の無宗教的性格を確認した。また国家権力は、宗教と次元を異にする世俗的性格を持ち、宗教は各人の私事であることを確認した。

しかるに戦後40年、反動的勢力は依然として根強く靖国神社を国家護持しようとしたり、公教育に宗教教育を取り入れようとする動きとなって現れている。我々はこの時にあたって、ロックやホブズが説いたコモンウェルスとしての国家像や世俗的国家観の基本的な再確認をする必要がある。そしてより徹底した世俗国家の創出のために努力すべきである。

2 信教の自由の確立に向けて

思想・良心・信教の自由などを含む基本的人権の思想は、日本においては、戦後、ポツダム宣言（1945.10.4）連合軍総司令部のマッカーサー草案、日本政府案、そして日本国憲法というプロセスを通して流入してきたものである。これ自体、「敗戦」という多大の犠牲の上に成立していることは確かである。しかし積極的に「自由」を求めて戦い取られた結果であるとは言い難い。大正デモクラシーや自由民権運動の系譜など、日本人による運動もあっ

たことは認められるとしても、それは一部の運動であり、大衆的運動となるまでには成熟しなかった。自由のための積極的な戦い、「革命」という歴史は日本には存在しなかった。このことを考える時、日本において自由の創出は、今後の大きな課題であるといえると思う。

森 有礼が、イギリスやアメリカの見聞に基づいて「日本に於ける宗教の自由」という論文を英語で書き、しかも、「大日本帝国宗教憲章」なるものをすでにひそかに作成していたことは注目に値する。⁽²⁶⁾しかし、彼の実際の行動は、初の文部大臣として国家主義思想による教育制度を確立したのである。⁽²⁷⁾

当時としては、西洋文化精通することにおいて第一人者であった森でさえ（事実、彼の宗教の自由論はロックの自由論に酷似している）、実際の行動においては、個と国とが一体化して切り離せなかったとすれば、日本における「自由の創出」は容易でないことを暗示しているといえるであろう。

先に言及した教育刷新委員会で指導的立場にあった南原 繁氏の次の言葉はよく味わう必要があると思われる。

「されば、わが国がいま改めて民主政治を自分のものとするためには、何を措いても、人間の自律と人間性の確立が急務である。・・・

・・・真の人間性の確立と人間の完成には、逆説的にひびくが、人間を超えた神の問題が連なっていることも忘れてはならない。近世ヨーロッパの精神史において、ルネッサンスの運動は同時に宗教改革の運動と並行して行われたことは意義がある」。⁽²⁸⁾

松田智雄氏もルターやカルヴァンの言葉を引用しつつ、神の言に縛られている良心こそ外部の世俗的な権威とか政治的権力に屈しない強力な内面的権威を形成するのであり、そしてこの内面的権威こそ、一切の外的な力に対する自由を支える精神的基礎であったとして、宗教改革の精神史的意義についての重要性を指摘しておられる。⁽²⁹⁾

「からだを殺しても、魂を殺すことのできない者どもを恐れるな」(マタイ伝10章28節)といわれているように、魂の奥深い問題については、何人といえども、たとえ国家の権力といえども、強制したり破壊することはできない

という、人間の精神の神聖さの自覚を、今一度日本国民は持つように求められているのではなかろうか。「各人の内心もしくは内面性の深奥は他人がこれに対して接近することが不可能な一面をもっており、それゆえにかかる内面性は各人をして各人たらしめる究極的な拠り所であり至聖所⁽³⁰⁾ということが出来る」。

現代日本において、以上二つの重大な課題が未だ厳密な意味で達成されていない状況を考える時、安易な公教育における宗教教育の復活の路線は警戒を要するというべきであろう。学校教育における宗教教育の肯定のきざしは、すでに昭和23年7月に教育刷新委員会が提出した「学校教育と宗教との関係⁽³¹⁾について」という建議文において明らかにされてきており、今日、このような路線に立って公教育における宗教教育の見直しについて論じている学者も⁽³²⁾多くいる。

臨時教育審議会が今年1985年6月2日に第一次答申を出したが、その答申を受け取った中曽根首相は、「人間味のこもった人格主義的教育への改革のスタートとして、答申をとらえたい⁽³³⁾」という談話を発表した。「人格主義的教育」という言葉を聞いた時、基本法1条の「人格の完成」という言葉を念頭に置いている、と直観したのだが、これは私の思い過ごしであろうか。

私は本来、教育と宗教とは不可分であり、深いつながりを有するという見方に賛成であって、人間の教育は究極的には価値教育まで踏み込まなければ、片手落ちであるに違いないと思っている。ところが近代公教育は、教育の主体が構造上国家の手中にあって本質的に価値教育まで踏み込むことができない。ここに現代特有の公教育におけるひずみの問題がある。しかし、だからといって公教育において宗教教育を復活させようという考えは早計すぎる。要は政教分離の原則にかたく立って、信教の自由を保障し、宗教教育が各宗教の教義に立って自由に積極的に展開されてゆき、公教育の欠けを、諸宗教がそれぞれの信ずる所に従って、その教育を押し進めることによって満たすよう努力すべきである。公教育の構造上のひずみを、各宗教が自覚的に、補足させてゆくべきである。そして国家は、各宗教が盛んになるように自らを

非宗教化させ、信教の自由を保障させてゆくべきなのである。私は、宗教そのものの質を深めることにより、信教の自由の思想を自らのうちに受肉化させる日々の闘いの営みなくしては、また政教分離の原則を守る闘いなくしては、公教育における宗教教育の議論は危険であると考えてるのである。

注

- (1) 『現代教育用語辞典』第一法規、「教育」の項参照。
- (2) 岸本英夫氏の定義より。
- (3) たとえば、A・H・マズロー著『創造的人間』佐藤三郎、佐藤全弘訳、誠信書房、を見よ。
- (4) 平塚益徳「宗教教育」
- (5) 『宗教学辞典』東大出版社、「宗教と教育」の項参照。
- (6) 以上の神学的歴史的考察は、佐藤敏夫氏の『宗教の喪失と回復』日本基督教団出版局、に負う所が大きかった。複雑な過程をスケッチ風によくまとめている好著である。詳細はcf.pp73-89
- (7) 詳細はcf.『基本的人権 I 総論』東京大学社会科学研究所編所収の論文高柳信一著「近代国家における基本的人権」 pp13-32
- (8) ホッブス著水田洋訳『リヴァイアサン』岩波文庫p.201
- (9) ibid. p210
- (10) マタイによる福音書 7章12節
- (11) ロック著『統治論』世界の名著27, 中央公論社, p.194
- (12) op.cit.(注7) p.61
- (13) cf.ロック著『寛容についての書簡』生松敬三訳, 世界の名著27, 中央公論社, pp354-356
- (14) cf.桜井哲夫著『「近代」の意味』NHKブックス pp42-91
- (15) cf.堀尾輝久著『現代教育の思想と構造』岩波書店 pp43-60
- (16) cf.靖国神社問題小委員会見解(案)(昭和58年11月14日付)の第2項, 第3項。この見解は、1984年4月13日に自民党の決定となった。
- (17) 南原繁「日本における教育改革」鈴木英一編『教育基本法の制定』教

育基法文献選集 1, 学陽書房所収。p24

- (18) *ibid.* p25
- (19) 教育改革をめぐるGHQ教育課と文部省と教育刷新委員会との三者の関係についての詳細な論文としてハリー・レイ「占領期における教育改革」がある。レイ・ムーア編『天皇がバイブルを読んだ日』講談社, 所収 pp60-106
- (20) *ibid.* p83
- (21) 昭和21年10月4日第4回第1特別委員会と10月11日の第5回第1特別委員会での務台委員の発言である。cf.片山清一編『資料・教育基本法』高陵社書店。p200
- (22) 田中耕太郎著『教育基本法の理論』有斐閣。p80
- (23) *ibpd.* pp72-79
- (24) cf.山口和孝「教育と政教分離・信教の自由(1)」『季刊教育法』48号エイデル研究所。p159
- (25) cf.山口和孝「靖国問題と教育・宗教」憲法会議『月刊・憲法運動』127号1984, 1/3 pp15-24 山口氏は9条の消極的意義と積極的意義について論じておられる。なお, 1条の「人格の完成」をめぐる詳細な議論は杉原誠四郎著『教育基本法の成立』—「人格の完成」をめぐる一日本評論社。1983年4月10日発行が参考になる。
- (26) 森有礼は1872年(明治5年)の時にひそかに「大日本帝国宗教憲章」を作成して時の太政大臣三条実美閣下に建白しようとの意図をもっていたようであるが, 日の目を見なかった。この憲章の最初の文章は次の如くである。「良心と宗教信仰のことに關してはその取扱いはひとり理性と良心(reason and conscience)によって正当に規定せられ得るのであって, 決して強制力や暴力によってなされ得るものではない, それゆえ宗教に關してはいかなる個人も社会も, すべて人は自己に対し責任をもつ以上, 自己の意見もしくは解釈を他人に強いるどんな権利ももたない。・・・今や大日本帝国政府は国内における良心または宗教の自由の自発的行使を直接に

せよ間接にせよ、禁ずる法律をつくらなきことを厳かに決定し宣言する」
cf. 森有禮「日本に於ける宗教の自由」『日本哲学思想全書』宗教論一般篇
8, 平凡社所収

(27) この矛盾について最近論じている論文として、村井実「教育における国家主義の問題—森有礼の教育思想をめぐって—」『教育哲学研究』50号 1984年教育哲学会所収、がある。村井氏はこの論文において、森は国家にとっての善ささが当然子どもたちにとっての善さであると思なす意味での教育上の国家主義者であり、この意味での国家主義者は戦後の日本人にも無意識の中に流れていると指摘しておられる。

(28) op.cit, (注20) p30

(29) 松田智雄「現代社会における宗教、宗教者の役割」法学セミナー増刊『思想・信仰と現代』日本評論社, p142

(30) ibid. 飯坂良明「内心の自由をめぐる法と政治」p16

(31) 昭和23年7月5日に教育刷新委員会が建議事項として「学校教育と宗教との関係」について次のような主旨の建議をしている。①私立学校においては特殊な宗教的指導を徹底してよい②公立学校においては教派教育は避けるべきだが、社会における宗教現象についての精確な知識理解を与えるべきである。社会科や歴史の科目の中で宗教に対する客観的知識を与えるべきである。その他教員養成機関の学科目に宗教学を加えるなどの提言がなされている。

cf. 片山清一編『資料・教育基本法』高陵社書店 pp34-35

(32) たとえば〔学研版〕『教育学講座16, 新しい道徳教育の探究』第V章, 「宗教と道徳教育」において雲藤義道氏が第1節「人間形成の基礎としての宗教」を執筆し, 深川恒善氏が第2節「学習指導要領と宗教教育」を執筆し, 安斎伸氏が第3節「宗教教育の意義と今後の課題」をそれぞれ執筆しているが, いずれも宗教的情操教育の意義を説き, 公教育においても宗教教育が積極的になされるべきであるとの見解において共通している。

(33) 1985年6月27日付「朝日新聞」朝刊

EDUCATION AND RELIGION IN MODERN PUBLIC SCHOOL

Yoshimasa Yoshioka

First this essay is an attempt to survey the historical process of the separation of Church and State after the Reformation in Europe and altogether to consider the point of matter of the relation between education and religion in modern public school. In the process of secularization in Europe I paid attention to the Enlightenment in which the ideas of John Locke and Thomas Hobbes were predominant. They advocated the concept of natural law and the theory of Commonwealth. And they also insisted that the State should be means to protect each one's natural right by regarding it as the 'second' natural law. Locke insisted that the commission of the natural right should be limited to the possession of external and social things. Therefore State had no rights to interfere in the inner spiritual matter especially religious freedom. I think these views are important and effective even now although Commonwealth State changed itself to the contemporary mass State.

Secondly I want to focus on the Japanese history. After World War II Japanese nation was said to make a great change and in fact adopted the policy of the separation of the Church and State. But there remains many inseparable factors between before and after the war. As one of them I picked up the matter of the first and the ninth article of the Fundamental Law of Education.

The first article of it says that education shall aim at the full develop-

ment of personality. According to Kotaro Tanaka who was the Minister of Education and who preferred to adopt "the full development of personality" (rather than "the cultivation of human nature") in which the personality presupposes the image of religious human being which seeks holiness as an ultimate purpose. This view might come from his own Catholic natural law but I think that more important reason why he used this expression that he was a supporter of the Imperial manuscript of Education which was the principle of the national education before war.

The previous one of the ninth article of the Fundamental Law of Education which Education Reform Committee made at the 21st of Showa used the expression of "cultivation of the religious sentiments". This expression also came from the education inspired by the Imperial Manuscript of Education.

In this way through the first and ninth articles of Fundamental Law of Education, it indicates the inseparation of the established religion of the pre-war age. It means that Japanese nation lacks in a fundamental viewpoint of secularization as the commonwealth State and also doesn't recognize a great task to establish the religious freedom. Japanese nation is required to become conscious of holiness of human spirit which anyone even the power of the State cannot destroy.